

(関連分野)

文書等電子化、調査等行政事務、情報提供

(事業の名称)

遺跡出土品などの遺物、歴史的資料、民俗文化財の整理、公開による地域文化の振興を図る事業

(関係省庁名)

文化庁

事業の概要

(事業内容)

本事業は、それぞれの地域の歴史を知る上で貴重な資料、遺物、有形の民俗文化財について、博物館・美術館や埋蔵文化財センター、歴史民俗資料館等で保管されているものの整理等を行い、それらの公開活用事業等に役立たせることにより、地域文化の振興を図るものである。

例えば埋蔵文化財については、発掘調査後に未整理となっている出土品、資料の整理や、一度整理したものでも機能的に保存活用をはかるために収蔵庫等への再整理や情報のデータベース化などが考えられるほか、遺跡 GIS の整備、域内の史跡の維持管理なども考えられる。

また、歴史的資料については、調査が進んでいない近代（明治時代）以降の資料が地方の資料館や博物館で数多く収蔵されているケースが多く、未整理のものも多いことから、本事業を活用して資料を整理することも考えられる。

有形の民俗文化財については、収蔵したまま整理が十分になされていないものも多く、本事業を通じて、形態上の特色、使用法、制作方法等の情報を整理し、より一層の活用に資することが可能となる。

これらについては、取扱いについて専門的な知識がなくとも調査ができることが多いため、人的な補填で十分に整理できることが期待される。

それぞれの地域の歴史を知る上で貴重な資料、遺物、有形の民俗文化財については、単に収蔵し保管を図るだけでなく、必要な整理・修復などを行うことでその価値の最大化を図るとともに、その公開活用を行うことで地域文化の振興を図ることも可能となる。

(必要な人数・雇用数等)

望ましい雇用数については、当該自治体等の抱える未整理の資料、遺物、有形の民俗文化財が様々なため設定できない。

(委託費水準)

雇用を行う人材に応じて、都道府県、市町村が設定

(留意点)

特になし。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

制度改正を要する事項は特に存在しない。

(期待される効果)

定性的効果：地域における文化財の整理作業、環境整備等が進むことにより、文化財の保護に資する。

(先行事例)

平成 13 年度に行った緊急地域雇用において同様の事業を行った。

(期間後の取扱い)

地方公共団体に登録することなどにより、引き続き雇用される機会があることを視野に入れた雇用であれば望ましい。

(関係省庁担当者連絡先)

文化庁文化財部伝統文化課 係長 中村

電話番号：03-6734-2864 / ファックス：03-6734-3820